

令和 5 年 8 月 8 日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 中川賢剛

## 島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更届出書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 5 項の規定に基づき、下記のとおり島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画変更を届け出ます。

### 記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 中国電力株式会社

住所 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 中川賢剛

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名称 島根原子力発電所

所在地 島根県松江市鹿島町片匂

三 発電用原子炉の名称

名称 島根原子力発電所 1 号原子炉

#### 四 変更に係る事項

平成 29 年 4 月 19 日付け原規規発第 17041912 号をもって認可を受け、別紙 1 のとおり変更認可（届出を含む。）を受けた島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を令和 5 年 8 月 4 日付けで別紙 2 のとおり変更した。

##### 十一 廃止措置の工程

#### 五 変更の理由

廃止措置の工程について、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（以下「第 2 段階」という。）の開始時期を 2023 年度としているが、核燃料物質の搬出及び譲渡し工程をはじめとして全体の廃止措置工程について見直しているところであり、第 2 段階以降の廃止措置工程を決定するのに時間を要することから、第 2 段階の開始時期を 2024 年度に変更したため。

別紙 1

廃止措置計画変更認可（届出を含む。）の経緯

認可年月日	認可番号
平成 29 年 4 月 19 日	原規規発第 17041912 号
令和 2 年 9 月 24 日	原規規発第 2009243 号
令和 4 年 3 月 11 日	原規規発第 2203112 号
令和 4 年 3 月 29 日（届出）	—
令和 4 年 7 月 1 日（届出）	—
令和 5 年 7 月 3 日（届出）	—

## 別紙 2

### 変 更 の 内 容

## 十一 廃止措置の工程

廃止措置の工程の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

